

千葉県環境審議会 鳥獣部会
議 事 録

日時 平成 22 年 8 月 31 日 (火)
午後 2 時 25 分 ~
場所 ホテルプラザ菜の花
5 階コスモス

目 次

1 . 開 会	1
2 . 鳥獣部会長あいさつ	1
3 . 千葉県環境生活部長あいさつ	2
4 . 議事録署名人の指名.....	3
5 . 議案審議	
議案第 1 号 平成 2 2 年度におけるニホンジカの狩猟について（案）	3
6 . その他	1 5
7 . 閉 会	1 9

1. 開 会

司会 定刻になりませんが、全員お揃いですので、ただいまから千葉県環境審議会鳥獣部会を開催いたします。

委員の皆様には、ご多忙の中をご出席いただきまして、まことにありがとうございます。本日の進行役を務めさせていただきます県自然保護課の吉野と申します。4月に参りましてはじめてでございます。よろしくお願いいたします。

当審議会は、千葉県環境審議会運営規程第9条により原則公開となっております。しかしながら、傍聴受付は、今日は受け付けておりません。

なお、勝山委員、安田委員、中村委員におかれましては、所用のため本日欠席するとの連絡がございました。

次に、事務局について紹介させていただきます。

皆様から向かって中央、森環境生活部長です。

左側に、玉井自然保護課長です。

部長の右側になりますが、伏見室長です。昨年から引き続きです。

後ろの事務局席に参りまして、自然保護課鳥獣対策室の新津です。

同じく村井です。

同じく斉藤です。

議事に入る前に資料の確認をさせていただきます。

次第

鳥獣部会出席者名簿

鳥獣部会座席表

議案

資料

がお手元にあるかと思えます。確認をお願いいたします。

本日の議事進行は、会議次第により進めさせていただきますので、よろしくお願いいたします。

なお、本日の鳥獣部会は、部会委員数9名中6名の出席をいただきました。千葉県行政組織条例第33条第7項の準用規定により、本部会が成立しておりますことを報告いたします。

2. 鳥獣部会長あいさつ

司会 はじめに、柿澤部会長よりご挨拶をお願いいたします。

柿澤部会長 お忙しい中、また大変暑い中、皆様お集まりいただきまして、本当にありがとうございます。

本日の議案は、知事から諮問がありました平成22年度のニホンジカの狩猟についての審議をお願いするものでございます。

ニホンジカにつきましては、去る7月23日に千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジ

力) 検討会という検討会において検討いただいた結果でございます。本日ご出席いただいております吉田先生はそちらの検討会の会長をされておられまして、吉田先生はじめ検討会の委員の皆様のご努力に敬意を表したいと思っております。

本日は十分にご審議をいただき知事に答申したいと考えておりますので、よろしくお願ひいたします。

簡単ではございますが、挨拶とさせていただきます。

司会 ありがとうございます。

3. 千葉県環境生活部長あいさつ

司会 続きまして、環境生活部の森部長からご挨拶を申し上げます。

森環境生活部長 改めまして、環境生活部長の森でございます。

本当にお暑い中、また、それぞれお忙しい中、今日はお出席をいただきましてありがとうございます。

県では、人と野生鳥獣との適切な関係、大変難しい関係だと思っておりますが、その野生鳥獣との適切な関係を構築して、そして生物多様性が保全された千葉県の豊かな自然環境を次の世代に引き継いでいくという大きな目的のために、野生鳥獣の保護と管理のバランスを図りながら鳥獣行政を進めておるつもりでございます。

具体的には、まず、イノシシをはじめとしてニホンジカあるいはニホンザルなどの野生鳥獣による農作物の被害対策を総合的に推進するために、県と市町村、そして関係団体で、千葉県野生鳥獣対策本部というものを設置して、防護、捕獲、資源の活用及び生息環境整備といった四つのプロジェクトにセットして事業を推進しております。

また、一方、アカゲザル、アライグマ、キョンといったような外来種につきましては、生態系への影響を排除するために、外来生物法に基づく防除を実施しているところでございます。

本日は、ニホンジカの保護・管理、具体的にはその狩猟の規制内容についてご審議をお願いいたしたいと考えております。

冒頭申し上げましたが、鳥獣行政はバランスのとりの取り方が大変難しいと感じております。引き続き委員の皆様方のご指導、ご助言をお願いいたしまして、ご挨拶とさせていただきます。よろしくご審議願ひます。

司会 森環境生活部長におかれましては、所用がございましたので、ここで退席させていただきます。皆様方のご了承をよろしくお願ひいたします。

森環境生活部長 議会中ということで、大変申しわけありませんが、失礼いたします。

(森環境生活部長 退席)

司会 それでは、これより審議をお願いいたします。

部会の議事進行は、千葉県行政組織条例第 33 条第 7 項の準用規定により部会長が議長を務めることになっておりますので、柿澤部会長にお願ひいたします。

柿澤部会長 ご指名でございますので、しばらくの間、議長を務めさせていただきます。皆様のご協力をよろしくお願ひいたします。

本日の議事録は、後日、事務局で作成し、本日ご出席の委員の了解を得た上で公開する

こととなります。

また、議事録ができるまでの間、公開する議事要旨については、事務局で取りまとめ、部会長との協議によって発表するということになりますので、よろしくお願いいたします。

4．議事録署名人の指名

柿澤部会長 次に議事録署名人の選出ですが、議長一任でよろしいですか。

(「賛成」の声あり)

柿澤部会長 それでは、本日お見えになっております

吉田委員

小野田委員

をお願いします。

お二人にはよろしくお願いいたします。

5．議案審議

議案第1号 平成22年度におけるニホンジカの狩猟について(案)

柿澤部会長 それでは、平成22年8月11日付けで、知事から千葉県環境審議会に諮問があり、当部会に付議されました1議案について、ご審議をお願いいたします。

議案第1号「平成22年度におけるニホンジカの狩猟について(案)」、事務局から説明をお願いいたします。

玉井自然保護課長 案件に入る前に、ニホンジカをめぐる状況について若干説明させていただきます。

まず、全国の状況ですが、ニホンジカは、全国的に生息数の減少が見られたことから、国により全国でメスジカの捕獲が禁止されました。その後、生息数が増加し、農業被害や植生等への被害が深刻化したため、平成19年度に環境大臣により、狩猟が禁止されていたメスジカについて捕獲禁止措置が解除され、1人1日1頭までの捕獲制限を設けた上で、オス、メスとも捕獲狩猟が可能となりました。

国によるこの捕獲制限は都道府県による解除が可能ですが、その場合、解除の旨を盛り込んだ「鳥獣の保護及び狩猟の適正化に関する法律」に基づく特定鳥獣保護管理計画を作成することが必要です。

一方、県内の状況ですが、千葉県のメスジカは、房総半島南部に独立して生息する固有個体群であり、捕獲による圧力の影響を受けやすく、絶滅の危険性があったため、本県では昭和36年からオスジカの捕獲を禁止いたしました。その後、農業被害等が深刻化したため、市町村等による有害鳥獣駆除が実施されましたが、狩猟の一部解禁等、随時これまで見直しを実施してきたところです。

案件に入る前の説明は以上です。

それでは、資料の1ページ、1をご覧ください。

県内のニホンジカは孤立した貴重な個体群でもあることから、平成17年4月に千葉県

特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）を策定し、将来的に維持すべき目標頭数を 1,000～1,500 頭とし、生息数の調整を図っているところです。

なお、現在、千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）は、平成 24 年 3 月 31 日までを計画期間としておりまして、第 2 次の保護計画ということになっております。

同じページの 2 をご覧ください。

平成 21 年度の捕獲数の合計は、市町村等による捕獲が 1,685 頭、狩猟による捕獲が 175 頭、合わせて 1,860 頭で、平成 20 年度に比べて 7.8% 増加いたしました。

2 ページ、3 をご覧ください。

平成 21 年度推定分布域調査を行ったところ、1,301 km²との結果となり、前回の平成 13 年度の調査時に比べ分布域が約 3 倍に拡大していることが確認されました。

ここで、資料 6 ページをご覧ください。

これは前回調査の平成 13 年度推定分布域です。こういう形になっております。この説明はいたしません。

次の 7 ページをご覧ください。

これは平成 21 年度推定分布域で、平成 13 年度推定分布域と比較しますと、主に北のほうで分布域が拡大しており、今回の調査で新たに生息が確認された市町村は南房総市、木更津市、袖ヶ浦市、いすみ市、長南町、睦沢町の 6 市町ということになっております。

資料を戻って 4 ページ、8 をご覧ください。

生息域の拡大防止についてですが、第 2 次保護管理計画や、今年度開催した作業部会や検討会でも検討していただきました。その検討結果ですが、現実的手法では、生息域の拡大を止めることや拡大した地域の個体数をゼロとする手段はなく、生息密度の高い生息域中心部での生息数を低下させ、周辺部へあぶれ出す個体を少なくすることが現実的、との検討結果でした。

資料の 2 ページに戻り、4 をご覧ください。

平成 21 年度末の推定生息数は、県合計で 6,495 頭でした。なお、野生獣の推定頭数は誤差を含むものですから、考えやすくするために中位の数値により結果の評価をしています。捕獲により、ニホンジカの生息の中心部である既存生息域内では生息数が頭打ちとなりましたが、拡大した生息地域の生息数を加算した結果、県内全体の生息数は 19.1% 増となっております。平成 13 年度から平成 21 年度の間拡大した生息地では生息密度は低いため、分布域の拡大割合 195.7% 増に対し、生息数の増加率は 19.1% と増加率は低くなっております。

次に 3 ページ、5 をご覧いただきます。

ニホンジカによる農業被害について説明いたします。

生息数の増加及び生息域の拡大が進んでいますが、防護柵の設置や捕獲等の効果もあると思われ、被害額は平成 12 年度以降減少し、平成 16 年度からは概ね 600 万～700 万円台で推移しております。

また、新たに生息が確認された市町内では、農業被害報告はありませんでした。生息頭数は大幅に増加しましたが、新たに拡大した地域は生息密度が低く、農業被害は顕在化していない状況であるため、被害金額及び被害面積は生息数の増加の影響は現れていないものと思われま。しかし、今後新たに拡大した地域の生息密度が増加した場合、農業被害

が発生・増加してくる可能性があります。

なお、平成 21 年度の農業等に対する全加害鳥獣の中でニホンジカの占める割合は、被害金額順位で 9 番目、被害金額合計に占める割合は 2.0%でした。

県の実施している生息数調整に係る対策については、資料 4 ページ、7 をご覧ください。

平成 22 年度のニホンジカ捕獲管理計画事業として、一つ目に、従来から行っている市町村が実施する捕獲事業に対する補助事業として、野生サル・シカ保護管理事業補助金がございます。平成 22 年度は、ニホンジカの補助枠を前年度の 1,836 頭から 2,000 頭へ増額いたしました。なお、県の補助額は、基礎額 20 万円に捕獲頭数実績 1 頭当たり 6,000 円を加算した金額となっております。

二つ目が、本日ご審議をお願いしている案件にあたる狩猟で、これは最後に説明いたします。なお、個人の行う狩猟は、第 2 次特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）では、安全面と、ニホンジカ個体群の安定的維持や適正な保護管理に支障を来すことのないよう、必要な規制の下に行うことになっておりまして、管理された捕獲方法である市町村による捕獲と比べ補助的な位置づけとなっております。

対策の三つ目として、県の捕獲事業がございます。これは、先に説明したように、市町等の捕獲事業及び狩猟による捕獲数は年々増加していますが、生息数を抑えるには至っていないことから、銃器以外の安全な方法で効果的な捕獲方法の検証を行うことを目的に実施する新規事業です。県からは具体的な方法は指定せず、提案型プロポーザル方式により提案を受け、最優秀提案者に委託する予定ですが、実施場所等詳細はこれからです。

それでは、先ほども少し触れましたが、狩猟の必要な規制である本日の案件について説明いたします。

議案の 1 ページをお開きください。

第 1 号議案は平成 22 年度のニホンジカの狩猟（案）についてです。法第 14 条第 3 項による捕獲禁止の一部解除、法第 12 条第 2 項による捕獲禁止及び制限、同条第 3 項による捕獲の事前承認です。

次のページをご覧ください。平成 22 年度のニホンジカ狩猟（案）についてです。

「1 内容」ですが、別紙「平成 22 年度のニホンジカの狩猟について」のとおりということで、3 ページ（別紙）をご覧ください。

「1. 内容」、第 2 次千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）に基づき、銃猟については入猟者承認制度を使用し、捕獲数制限についても必要な規制を加えるということで、期間は平成 22 年 11 月 15 日から 23 年 2 月 15 日までです。

網猟・わな猟は、当該狩猟者登録のみで狩猟ができるということで、1 人、狩猟期間中 20 頭までです。

銃猟は、当該狩猟者登録のほか、県の承認を得なければ狩猟はできないことになっております。1 人、狩猟期間中 10 頭までです。

銃猟の市町村の承認チーム数、承認限度人数ですが、市原市は 1 チーム 10～20 名、勝浦市は 3 チーム 30～60 名、大多喜町は 5 チーム 50～100 名、御宿町は 1 チーム 10～20 名、鴨川市は 5 チーム 50～100 名、鋸南町は 1 チーム 10～20 名、君津市は 7 チーム 70～140 名、富津市は 4 チーム 40～80 名、南房総市は 1 チーム 10～20 名。上記以外の区域はございません。合計で 28 チーム、280～560 名です。

(1) 変更点ですが、生息数の多い君津市で1チーム増加しております。

「2. 狩猟(ニホンジカ)における承認の手続き」です。

(1) 変更点がございます。平成21年8月に銃器による有害捕獲中、他の駆除員をサルと誤認し、誤射死亡させる事故が発生したことから、安全対策を強化し、県が開催する安全に対する講習会の受講を義務づけ、未受講者は不承認といたします。

なお、講習会は休日を含む2回を開催しますが、どちらも1回の受講をもって可とするということです。

(2) 承認に至る手順です。

まず、抽選会の実施をいたします。これは、抽選により各市町ごとの承認候補チームを決定いたします。

第1回目講習会の開催をいたします。

- ・受講者が10名を超えたチームについては、受講者を承認し、未受講者は承認候補が維持される。
- ・受講者が10名に満たなかったチームについては、受講者及び未受講者は承認候補が維持される。

第2回目講習会の開催

- ・第1回講習会で受講者が10名を超えたチームは、第2回講習会受講者を承認し、第1回講習会及び第2回講習会未受講者は不承認とする。
- ・第1回受講者が10名に満たなかったチームについては、第1回講習会及び第2回講習会の合計受講者が10名を超えた場合は、第1回講習会及び第2回講習会受講者を承認し、第1回講習会及び第2回講習会未受講者は不承認とする。
- ・第1回受講者が10名に満たなかったチームについては、第1回講習会受講者及び第2回講習会の受講者を合計しても10名を超えなかった場合は、第1回講習会及び第2回講習会の受講者も含め、全員を不承認とする。

というような案でございます。

前ページにお戻りください。

「2 根拠法令」ですが、これは法第12条第2項(県による捕獲等の禁止及び制限)、第3項(狩猟の事前承認)、第14条第3項(国の規制の解除)です。

「3 期間」は、先ほど申し上げましたが、平成22年11月15日から平成23年2月15日までです。

「4 理由」ですが、本県では、平成20年度に第2次千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)を公聴会、千葉県環境審議会等を経て策定したところですが、同計画の中で、「狩猟を効果的かつ安全に機能させるため、網猟・わな猟は全県域で解禁(国の規制解除)、銃猟は入猟者承認制度に基づく必要な規制の下で解禁(国の規制解除)し、できるだけ捕獲数の総量規制が可能となる措置を講ずる。狩猟の規制内容は、毎年度の実施状況を踏まえて検討する。」ということになっています。このため、今年度も千葉県特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)検討会を平成22年7月23日(金曜日)に行いましたが、その検討を経て、採決された別添のとおり、制限を加えた上で狩猟を実施することとしたい。という理由でございます。

「5 昨年度との変更点」ですが、狩猟において、生息数に比べ捕獲実績の少ない君津

市の承認チームを1チーム増加する、という変更点でございます。

資料の3ページ、6をご覧ください。

平成21年度の狩猟の状況ですが、銃猟は、承認限度数27チームに対して31チームの申請があり、26チームを承認したところです。

1猟期1人当たりの捕獲数制限10頭までのところ、各チームの1人当たりの捕獲数は0～1頭で、上限に達したチームはなく、平均は0.35頭でした。

網猟及びわな猟ですが、1猟期1人当たりの捕獲数制限は20頭までのところ、網猟で捕獲した狩猟者はございませんでした。わな猟の捕獲数は1～15頭で、上限に達した狩猟者はなく、平均は1.53頭でした。

なお、網猟、わな猟は、県内一円では捕獲できますが、新たに生息が確認された市町での捕獲実績はございませんでした。

また、平成21年8月に誤射事件がありましたことから、安全対策を強化し、県が主催する講習会の受講を義務づけ、講習受講者が10名を超えた承認候補チームの講習受講者を承認することとし、無事故・無違反への指導に努めたいと考えているところです。

国の規制解除が法第14条第3項の「捕獲禁止等の一部解除について」に当たり、県が定める規制案が法第12条第2項の「捕獲禁止及び制限」、同法3項の「狩猟の事前承認」に当たりますということは、先ほどもお話をさせていただきました。

なお、千葉県特定鳥獣保護管理計画（ニホンジカ）検討会の委員の名簿については、資料8に記載していますので、後ほどご覧いただきたいと思います。

また、本件に関し、平成22年8月11日に公聴会を開催し、利害関係人の方々から意見を伺ったところ、資料9ページのとおり、すべての方々から「賛成」との意見をいただいているところです。9ページについては後ほどご覧いただければと思います。

以上、雑駁ですが、事務局からの説明を終わります。よろしくお願いたします。

柿澤部会長　ただいま課長さんからご説明いただきましたが、昨年もちょうど今ごろこのような討議をしましたが、変わったところは1カ所だけだということです。それでは委員の皆様方からご意見、ご質問があったらお願いします。

鈴木委員　まず、この日程はどうなっていますか。11月15日からだから、早速、通達を出してもらって取り組んでいかないと、各チームは大変困ると思うんですね。

伏見鳥獣対策室長　10月31日、それから11月5日に予定しています。

鈴木委員　会場はどこですか。

伏見鳥獣対策室長　会場は、今のところ、未定です。会場の規模がうまく合いませんので、もうちょっとお待ちください。

鈴木委員　では、日程だけでも早く出して希望者を募らないと、絞っていくのが大変だと思います。お願いします。

柿澤部会長　そのほか、ご意見、ご質問などございましたら。

鈴木委員　南のほうの人に聞くと、猟期中にはシカの姿は見えず、今はかなり姿を見せていると、そういう話を大分聞きます。今の説明だと、減っている、まゝ微増くらいだということですけど。

柿澤部会長　南というと、どちらのほうですか。

鈴木委員　夷隅のほうです。

私も狩猟期間中にイノシシなどをやっておりますと、シカは保護区のほうへどんどん避難というのかな、そういうようなあれでありますので、その辺のところも。それと、周囲に徹底していただかないと、逃げていったほうへ入りづらい面もあるのです。被害を受けている住民からはかなり「獲ってくれ、獲ってくれ」という話は聞くのですが、関係ない方々はもうすごい調子で言ってきますので、我々はそれに協力していても、一步引いちゃう。今、銃の所持等の規制が大変厳しいもので、その辺のところ、苦情を受けますと、欠格事由のような条件を付けられまして、銃が持てなくなってしまうように発展する可能性もあるものですから、今、慎重に取り組んでいるところなんですよ。

柿澤部会長 「欠格事由」というのはどういう……。

鈴木委員 その人が銃を持つに値しないと。結局、脅威を感じるというような感じで警察のほうでやられますので、まあ、一步引いちゃう。

例を挙げれば、今、うちのほうで鳥類の有害鳥獣の駆除をしております。それについても、町や依頼してくださった方が広報とかいろいろ徹底しない場合には、許可は取ってありますから行きますが、「大丈夫ですか？」と言ったら、町が二の足を踏んでしまう。用意して行っても、さっき言ったそういう理由で、我々が協力しても、結局罰を受けるのは自分らになっちゃうからということで、引き揚げてしまうという状況もございますので、その辺のところも、しっかりとこれをやるには、狩猟とは言いながら広報をしっかりと流しておいてもらわないと、これに携わる人はかなり大変だと思いますよ。そういうことでお願いしたいと思います。

柿澤部会長 今、鈴木委員から猟友会としてのいろいろな要望等を聞きましたが、そのほかご意見、ご質問がありましたら。

鈴木委員 それと、チームの人数的な面ですけれども、10人、20人というのはシカは獲れませんね。この前、調査捕獲をやりましたね。あれは人身事故があって、中止になりましたけれども。やはり30人は必要ですね。10人では、間を抜けて逃げられちゃいます。イノシシと違って、通り道をパッと来るようなあれではありませんので。千葉の山は、ほかの山岳地帯と違って、獣道を確実に逃げてくるというあれはありませんので、その辺も考えていただければ。

柿澤部会長 今、10人、20人ではなかなか獲れないのではないかというご意見もございましたが、事務局はそこら辺はどういうお考えですか。

伏見鳥獣対策室長 今の10人、20人の話ですけれども、実際、昨年申し込んできていただいた方の構成でいきますと、30人規模まで集まらない団体のほうが結構多かったもので、それが一つあります。

鈴木委員 今、室長から話がありましたが、これは10人で10名が全部都合のいい人はいないんです。30人でも、都合のいい人は15人ですよ、おそらく。当日、30人集まる可能性はありませんね、いろいろ忙しくて。ですから、この範囲を30名にして、そこで何名出猟してくれるか。そこを考えていただければ。ただ、10名全員、20名全員という仮定の中でこれを進めますと、それこそハンターもいろいろな事情がありますので、申し込んでおいてもそういうようなことになってくる可能性もあります。だから、お金とか経費云々ではなくして、捕獲を前提とした中で考えていただければ。そういう話も行ったら言ってくれないかと言われたもので、ちょっとお話をさせていただきました。

以上です。

柿澤部会長 その人数については、今日出された案では10人、20人となっていますが、それを今から変えることはできるのですか。

伏見鳥獣対策室長 申しわけないですが、この段階では。ですから、来年度以降検討させていただくという事です。

先ほども申しましたとおり、前年度の事を考慮して、今年度は10~20人。今年は特に、受講者は全員出ていただかないといけないということがありますので、その辺のこともありますので、あまり人数が多いと成立しなくなってしまうということも配慮いたしました。

鈴木委員 逆に、これを徹底しなければいけないわけで、大勢の方に徹底してもらうことによって、事故もなく、そして実績も上がると思うんです。少ない人数で徹底しても、捕獲数は調整のあれには達しないと思います。北海道のほうではどのようにやっているかわかりませんが、昨年50何万頭いて、昨年9万頭の捕獲をしたそうですよ。そうしたら今年の生息数が63万とか64万頭に増えちゃっている。それだけ徹底してやらないと、大変な被害が増えていっちゃうと思いますよ。

柿澤部会長 検討委員会ではその辺の技術的などところまで検討したのですか。

吉田委員 しております。

では、特定鳥獣保護管理計画(ニホンジカ)のほうの会長をさせていただいておりますので、私から話をさせていただきます。

まず、この特定鳥獣保護管理計画、本日議案として出しているものは、特定鳥獣保護管理計画全体の一部ですが、先ほど資料に出ていましたが、全体で捕獲数1,860頭中、狩猟のものは175頭で、市町村による捕獲の10分の1程度ですので、ある程度補足的な意味合いがあるわけです。平成17年度の事故以降、県の捕獲はなくなって、現在、市町村による捕獲と狩猟でやっておりますので、そういった面でも補完的な意味合いでは非常に重要ですので、今回この議案が通るということは私は賛成という立場でございます。

その中で、先ほど鈴木委員から話があったことですが、この狩猟に関しては、狩猟以外の捕獲の中でもいろいろ事故があったりということがございますので、まず安全ということを第一に考えて、市町村ごとに承認チーム数を決めたり、それから、今までも講習をやっていたわけですが、これを義務づけて、「受講しない場合には承認しない」と厳しくしておりますので、そういった面から言っても、行くか行かないか未定の方まで全部受け付けるよりは、出猟する方全員がきちっと受講していただくことが非常に重要だと思います。今までも、1チームの人数は、狩猟者の希望があって20名までに増やしてきている経緯はありますので、これからの実績を見ながらこの課題については検討する余地があると思いますが、現在のところ10人から20人というのは、狩猟者の方々からの要望から適正ではないかと思っております。逆に、受講者が10名を超えなかった場合は、9名であっても不承認になってしまいます。そういった面ではある程度人数が揃うことが原則なので、今度、あまり上のほうを高くしていってしまうと、チーム全体が不承認ということが多くなってしまうと思いますので、その点では、今回の計画については10名から20名ということで適正ではないかと思っております。安全という面からそういったことをやっているわけですが、これは毎年毎年の結果によって見直すことは可能ではないかと思っております。

す。

その上で、資料でちょっとわかりにくいなと思ったのは、議案の別紙で「2. 銃猟における承認の手続き」の「(2) 承認に至る手順」の「第2回目講習会の開催」、これは第1回講習会で10名を超えたチームは、もう承認されているからいいということですか。これで見ると、「第2回講習会受講者を承認し、第1回講習会及び第2回講習会未受講者は不承認とする」。第1回講習会受講者はどうなっているのかわからなくなっちゃう。「第1回講習会受講者または第2回講習会受講者は承認し」なんですかね。ここに書かれているところでは、第1回講習会受講者がどうなったのか、これはよく読み取れないような感じですが、この辺は、表現の問題ですか。ちょっとわかりにくいかなと思いました。

そんなところですが、こういった点も含めて検討会のほうで検討した上で、本日、議案として出させていただいておりますので、よろしく願いいたします。

柿澤部会長 私も、課長の説明ではいまひとつよくわからなかったのですが。

伏見鳥獣対策室長 補充いたします。

これは1チームが10名を超えれば成立するというので、1回目の受講者が10名を超えている場合にはチームとして成立する。2回目以降積み残しの方、仮に10~20名の範囲内、15名で申し込んで5名の方が来ていなかった場合に、2回目で5名が来れば全部で15名、そんなような趣旨です。二つ込みでここで記述していますので、わかりづらい部分はあります。申しわけありません。

柿澤部会長 第1回目に10名満たなかったチームは、もうだめなんですか。

伏見鳥獣対策室長 2回で満たなければだめです。1回目と2回目、それぞれ合計して10名にいけば成立するという内容です。とにかく参加者が1回目と2回目で10名以上参加していただければ成立はする。1回目と2回目、猶予があるという趣旨でご理解ください。

鈴木委員 チームを成立させるための案だね。

吉田委員 そうすると、例えば「第1回講習会で受講者が10名を超えたチーム」というのは、例えば言葉を言い直すとすれば、「第1回講習会受講者に加え第2回講習会受講者を承認し」とかだったら意味が通りやすいと思うのですがけれども。

柿澤部会長 県のほうで各チームにはよく説明して、誤解のないようにしていただくということですね。

伏見鳥獣対策室長 はい。

柿澤部会長 質問ですがこれは狩猟ですけれども、市町村レベルで1,000頭以上捕獲していますね。これはどういう方式でやっているのですか。

伏見鳥獣対策室長 鳥獣保護法の9条1項に基づく有害捕獲です。

柿澤部会長 その場合には、それぞれの地区の猟友会が市町村から委託されてチームを組んでやっているわけですね。

伏見鳥獣対策室長 はい。

柿澤部会長 今回の狩猟の場合には一般公募というようなことですか。

伏見鳥獣対策室長 個々の狩猟をする方です。

柿澤部会長 そうすると、狩猟のメンバーと市町村のメンバーとはダブることがあるのですか、ダブらないのですか。

伏見鳥獣対策室長 同じメンバーであることはあります。ただし、狩猟期間中は基本的には有

害捕獲の許可が出ていないというのが一般的です。被害が甚しい場合には、出す場合がありますが。

柿澤部会長 市町村の場合には、有害鳥獣だから猟期にこだわらず捕獲することができる、そういう意味ですね。

伏見鳥獣対策室長 猟期には有害捕獲は出さないのです。

柿澤部会長 猟期以外の捕獲をするときに、市町村レベルで行うということですね。

伏見鳥獣対策室長 はい。

柿澤部会長 羽山先生、日本全体を見て、房総半島の個体群を踏まえての適正について、それは吉田先生のご専門なのですが、何かお考えがあったら教えていただきたいと思うのですが。

羽山委員 細かなデータを見ていないので、正直言ってこれだけで判断できないのですけれども、委員としての意見としては、この特定鳥獣保護管理計画の目標頭数が 1,000~1,500 頭と書かれておりますので、これが目標であれば、およそこの捕獲頭数では目標が達成できると思えない。ですから、当然、捕獲の規制緩和は必要でしょうし、それに今回の議案が合致しておりますから、今回の議案に関しては賛成という立場です。

ただ、目標を今後どうされるつもりなのか、それがちょっとわからないので、むしろ中長期的にでもいいのですが、どういう議論が部会でされているのか、教えていただきたいのですが。

吉田委員 今の状態、約 2,000 弱を獲っているという数は、羽山先生おっしゃるとおり、現状の頭数を著しく増えないようにするという程度であって、減らす方向には全然なっていないですね。そして分布域も広がっています。今まで市町の捕獲とか被害防除のそういった努力があって被害金額は減ってはいるのですが、分布の拡大とか全体の頭数の抑えにはなっていない。一時期かなり力を入れて集中的に獲らなければいけないことは確かです。ただし、千葉県の非常に稠密な山の中まで人家があるという中で、一気に銃を使って安全に獲るというやり方はなかなかできないため、三本柱が必要だと思うのです。一つは市町による捕獲。それから狩猟。もう一つは県による捕獲が必要です。しばらく県による捕獲ということで銃による捕獲はやっていなかったのですが、資料の 4 ページに、モデル事業として、新たなな方式で効果的に獲っていくというやり方をプラス・アルファできないかと考えています。実際に市町で獲っている頭数も、わなが多いのです。銃のみでやっている大多喜町がございしますが、かなりたくさん獲れているところはわなが多くなっています。こういうモデル事業から広げていくことで、先ほど羽山先生からご指摘があったように、目標頭数に近づけるよう準備を進めているところです。

羽山委員 もう爆発期に入っているわけです。今、急激に増加が始まっている時期で、これは 5 年遅れると、今の数倍の努力量が必要になるはずなので、「減らしたい」というのが目標であれば、早くやらないと間に合わないんじゃないかな。そういう意味では、もう少し軌道修正のタイミングといえますか、もっと随時できるようにするとか、体制がこのままでどうなのかなという疑問を持ちました。

鈴木委員 今、シカの話をしてありますが、イノシシもそうなんですね。うちのほうの香取郡なんて、今まではイモやニンジンの畑がいっぱいあったもので、谷津田に残飯を捨てておけば、それで賄っていたんですね、イノシシが。それが増えちゃったんでしょう。畑を今

度荒らすようになっちゃって、苦情がいっぱい出てきちゃった。今、先生がおっしゃったように、もう増え始めたら抑えがきかない。今のうちにしっかりと適正な頭数に思い切ってやる事業を展開しなければまずいと思うんですね。そういう意味で、先ほどお話しした3番目の県による捕獲事業をまた再開したらどうかと思うのですが。

毎回私は話をしておりますが、有害鳥獣というのは、羽根もある、足もあるわけですから、単発的にやったのでは絶対に減りませんよ。やはり広範囲に組織的にやらないと、これは適正な数にはなかなかいかないと思うんだね。これが4年先、5年先になったら、もうお手上げになっちゃうと思いますよ。

今、狩猟登録の時期に入っておりますが、今年の狩猟者の登録数はかなり激減するのではないかという予想もしておりますので、その辺のところも考慮しながら進めていただければと、そのように考えております。

柿澤部会長 課長にお聞きしたいのですが、吉田先生からも猟友会からも、県が数年前まで捕獲をやっていたわけですが、あれは確か事故が起こってやめたんですね。しかし、県が捕獲を再開しないとなかなかシカの頭数制限が難しいということですが、捕獲の再開については何か検討がなされていますか。

玉井自然保護課長 先ほど吉田先生にもおっしゃっていただいたように、第一歩ということで、銃ではありませんが、今まで事故・安全ということであったので止まっていたけれども、今年度は予算化してやるということですので、第一歩は踏み出せたということにはなっております。ですから今後、いろいろご指摘があったように、爆発的に増えるとか、少ないところも今放っておくとどうなってしまうのだという話をいただいておりますので、確かに県は財政状況は厳しいですが、それは一応うちのほうも検討させていただいて、財政当局と話をしていきたいと思っております。

柿澤部会長 ぜひ進めていただきたいですね。

玉井自然保護課長 はい、検討させていただきます。

柿澤部会長 亀田委員、実際にいろいろな害について地元でご相談を受けていると思うのですが、これは大変な問題ですが、どのように考えていったらいいのでしょうか。

亀田委員 今、皆さんのお話に出ていたとおりだと思います。本当に有害鳥獣をどうするか、被害に対してどういうふうに取り組んでいくのかということをもう1回考え直したほうがいいのか、現実に沿って考えていかないと、今増えてしまったら被害がものすごく多くなって獲れなくなってしまいうという現実をもう少し見ていく必要があるのではないかとすごく感じています。

もうひとつは、数字が毎回毎回ここ出るので、失礼なんです、この数字というのは単なる数合わせみたいなところがある。被害と今の現状がどうなのかということをもう1回考えて、あとは現場の方の意見も聞きながら、本当にどうするかを考えたほうがいいと思います。

もうひとつ、被害金額は、イノシシに比べるとシカの場合は少ないのですが、20年だけ多いのは、これは何ですか。20年の被害金額が、これまで600万か700万ぐらいですと推移している中で、このときだけ1,400万というのは大きいでしょう。

伏見鳥獣対策室長 20年度が1,400万です。理由ですが、各市町村ごとに聞き取りした中では、例えば勝浦市については、ここ5年間は被害が増えている実感はない。たまたま農家

からの回答があったものではないか。

事務局 20年度は前の年から比べてかなり増えたのですが、その理由を聞いてみたのですが、大多喜町では、水稻の作付に当たる獲れ高を、今までは僻地の少ないデータを使っていたのですが、この年に標準並みに上げたということでした。被害が増えたかと聞くと、被害は特に増えていない。基準とする獲れ高を変えた。

鋸南町では、ここは花卉の被害があります。ハランとスイセンが主に食べられるのですが、その年はたまたまハランが多く食べられました。単価的に高いハランが食べられたということで、単価を積み上げると高くなりました。ただ、加害していたシカが2頭いたそうですが、その年に駆除したので、今年度はそれが減っているといったような状況です。また、20年度に行った検討会の中で、安房農協の方も来ていましたけれども、前年度に比べて全般的にシカの被害が増えているという感じはしないといったような話もありました。

亀田委員 たまたまここが倍くらいの被害になっちゃったわけですね。

事務局 そうですね。

亀田委員 もう少しきちっとやったほうがいいかもしれないね。

柿澤部会長 シカの森林被害というのは全国的には大いに問題になってはいますが、小野田委員のご専門ですが、県内では森林というのはまだあまり被害を受けるほど大きな害はないと考えてよろしいのでしょうか。

小野田委員 南のほうで、清澄周辺の国有林の中では、植栽したら造林した木がすぐ食害に遭ってしまうということで、国有林のほうでは、柵をつくったり、食害防止のネットをやったりということで、森林については国有林が被害が一番大きいのではないかと思います。あと民有林（私有林）関係になってきますと、よくシカの被害ということで、シカに樹皮を食べられてしまいますよ、木をはがされますよ、枯死しますよという話がありますが、そういう被害は私のほうでは見当たらないということで、千葉県の場合には、清澄周辺、夷隅にかけての国有林で被害が出ているということだと思います。

ついでにお聞きしたいと思ったのは、生息域はどんどん拡大していますよ、生息頭数はさほど増えませんかという話で、シカというのはこういう状況になるとさらに生息域は拡大していくのか。それとも、生息域がある程度広がって自分たちの生息域である程度食べ物が確保できたりした場合には、その生息域内で頭数がどっと増えるのか。今後、狩猟あるいは捕獲でもって頭数の制限ができればよろしいのですが、それができない状態が続くと爆発的という話が先ほど羽山先生からも出ましたが、これは中で頭数が増えるのか、さらに地域に広がっていくのか、この辺の知識をお持ちの方がいましたら、ちょっとお聞かせ願えればと思います。

吉田委員 新しいニホンジカの推定分布域の図がございまして、例えば北のほうだと、夷隅の一番北の辺りとか、あと、アンケートではっきりしないのですが、睦沢とか長南とかその辺りも点々で打ってあります。南のほうは、南房総とかそちらのほうまで行っているということです。これはアオキの食痕である程度高いところまで食痕があるのでシカだろうと推定しているところまでですので、オスもメスも恒常的にここまで行っているのかどうか、恒常的に分布域が広がっているのかどうかということまでははっきりはわからないのです。これが、メスまで広がって行って、そこで子供が生まれていくという状況に

なっていくと、その周辺地域についても密度は高くなっていくことは考えられます。その周辺地域が今そこまでいっているのかどうかというのは、食痕ではそこまでははっきりわからないというところです。

羽山委員 基本的に部会のほうでご審議いただいた分布域の管理ができるか。今のところ、成功した自治体はないですね。個体数の密度は、あるいは集団としての個体数は大幅に減らすところまではできるのですが、結果的にそれがバーッと広がっちゃう。これがシカの管理の一番難しいところだと思います。

僕は神奈川県ですとやっていて、神奈川の場合は、ご承知のように平野部に900万人の人が住んでいますので、これ以上分布を拡大させるわけにいかないものですから、何とかして徹底的に早めに見つけては捕獲するという体制をとっているのですが、まだ十分な成果が出ていないという状況です。

今、まだ発表していないので正確な情報ではないですが、今のところ二つ神奈川でわかったことは、基本的にメスは、春先に生まれますが、自分の生まれたところに帰ってきて自分の子供を生むものが多いということです。今、吉田先生がおっしゃったように、そういうのがどんどんフロンティアで広がっていくと、確実に増える可能性があるということです。

今、林縁から出てくるのがオスなのかメスなのかというのを調べているのですが、かなりの割合でおとなのメスが含まれているというのがわかって、ちょっと衝撃を受けているところです。通常、哺乳類のオスは、サルもそうですが、どんどんオスが分散していくのが通常ですが、シカの場合、若いメスは行かないのですが、ある程度一定年齢を超えたメスがどんどん分散していくというのがわかって、どうもそこで定着が起ってしまう。ただし、冬の乱場にはいなくなるのです、メスは。山の上に上がるか、里に出て来るか、どっちかを選ぶのだと思います。里山地域が乱場になっているような地域だと、農地側にも相当メスが広がりかねないので、多分それに近いことがここで起っているのかなと、何となくゾッとしました。

亀田委員 オスのほうが多いよ、うちのほうは。

羽山委員 分布の拡大地域での個体の分析をやれば、多分、将来予測は可能だと思います。オスしか来ていないのだったら、通常の有害でやっていたらいいと思うのですが、メスの定着が始まっていると、確実に分布は広がっていると思います。

柿澤部会長 かなり大変なことになっていきそうだという予想はつきますけれども、県のほうでもデータを持っておられると思いますが、羽山先生にもデータを見ていただき、千葉県の会議で意見を言う場合にも、もう少し予備知識を持っていただいたほうがよいと思います。

いろいろお話が出ましたが、去年もこのように何とかしなければいけないという話で終わったような気がします、また来年ももう一度同じような議案が出てくると思います。それまでにこの問題について進展のあることを願っています。本年度は、基本的には去年と違うところは1カ所、君津で1チーム増やすということですが、そのほか、もう少し意見とか、今年中にどうしてもこれだけは言っておきたいという意見がございましたら、ぜひ聞かせていただきたいのですが。(発言なし)

それでは、この議案について、この議案どおりで諮ってよろしいかどうか、いかがでし

ようか。(発言なし)

それでは、議案第1号「平成22年度におけるニホンジカの狩猟について」、原案どおり了承するという事によろしいですか。

(「異議なし」の声あり)

柿澤部会長 それでは、異議ないものと認め、原案どおり了承することにいたします。

でも、今いろいろ出た問題について、課長さんから各委員の先生方に疑問点について資料を見せていただくといったことをよろしく願いいたします。

玉井自然保護課長 はい、了解いたしました。

柿澤部会長 以上で審議事項を終了いたします。

6.その他

柿澤部会長 それでは、議事次第に「その他」とありますが、事務局から何かあったらお願いいたします。

伏見鳥獣対策室長 先ほど課長から申しました県捕獲、わなの捕獲ですが、今年度(22年度)に試験的に実施いたしますので、申し添えておきます。

柿澤部会長 それは、先ほどの、公募してどこかいい提案があったところに委託するという事ですね。

伏見鳥獣対策室長 はい。狩猟期前には着手しないとイケませんので、9月から10月にかけて手続をとってまいります。

柿澤部会長 いろいろと応募してきた場合、吉田先生とか羽山先生とかにご相談するという事はあるのですか。

伏見鳥獣対策室長 検討会の中で既に議論はしていただいております。

柿澤部会長 でも、これから公募するわけでしょう。その審査したり、どこを採択するかは検討会のほうで検討するという事になるわけですか。

伏見鳥獣対策室長 検討会といいますか、県の組織といいますか、その入札をするための検討会を設けて、その中で検討いたします。

柿澤部会長 そのときにも、これは全く越権ですけれども、吉田先生なり羽山先生なり専門の方のご意見も聞いていただきたいと思いますが、いかがでしょうか。

玉井自然保護課長 ええ。まだ詳しいことはやっておりませんが、いろいろこの手のもの場合は、こういった審査会みたいなものでそれぞれ専門の先生にお願いして選ぶというのが大体通例になっていますので、同じようにやりたいと思っています。ただ、まだ中身を詰めていないものですから、今日は申し上げられないので、申しわけないのですが。

柿澤部会長 せっかく県が委託するので、効果のあるような形でお願いしたいと思えます。

玉井自然保護課長 そういう結果とか、いろいろな提案がございますでしょうから、そういうものの結果についても委員の皆様にお知らせさせていただきたいと思えます。

柿澤部会長 先ほど亀田委員から、シカのほかにイノシシの害がひどいという話ですが、シカ害は被害金額の9番目なんですね。被害額の順位について教えていただけますか。

事務局 資料の15ページになります。

柿澤部会長　　ハクビシンの害が随分多いですね。

これはどこをどうやって見ればいいのだろうか。21年度を見るべきでしょうね。

玉井自然保護課長　　左側の「被害金額」の欄の一番右の21年度を。上が獣で、下が鳥です。

一番多いのはイノシシということになっております。

柿澤部会長　　カラス、ヒヨドリの害は、かなりの額ですね。

鈴木委員　　ハクビシンはすごいですね。

柿澤部会長　　話が少しそれますが、ハクビシンは、これは日本の固有種ですか、外来種ですか。

羽山委員　　一応、外来種ですが。

柿澤部会長　　江戸時代の絵図にも出ていますよね。

羽山委員　　ジャコウネコ科は化石が出ないので、多分どこかの時点で連れてこられたのだと思うのですが。

柿澤部会長　　江戸時代に雷獣というのがあって、なぜ雷獣かということ、眉間のところに雷の稲妻みたいな模様があって、雷獣の絵を見ると、ハクビシンぽいのが幾つかあるんですけどね。

羽山委員　　例えばネコだって、平安時代以前はいなかったし。

柿澤部会長　　平安時代にはネコはいなかったんですか。

羽山委員　　平安時代にペットで持ち込まれています。

柿澤部会長　　そういうことですか。では、あり得るな。

羽山委員　　ハクビシンは、多いのは果樹被害ですね。単価が高いので。

鈴木委員　　トウモロコシもやられますね。私もトウモロコシをやっていて、収穫前日、1日目はちょっと。2日目に行ったら、まるっきり剥いたようにやっちゃうんだね。あれ、何頭も来るんだね。最初、偵察隊がいるんだね。次の日は大勢連れていっぱい来るもので、皮を剥いたようになって、もう売り物になりませんよ。1反くらい、一晩でやられちゃう。20万、30万、一晩ですよ。

ハクビシンだって、今、箱で獲る、何で獲るとやると、これ、抑えようがありませんよね。今になれば、もう困っちゃうでしょう。

柿澤部会長　　アライグマは、まだ県内ではめずらしいですか。

吉田委員　　そんなことはないですね。かなり厳しいです。

鈴木委員　　今年は、みんなの話を聞くと、ノウサギがすごく繁殖して増えちゃったと言っていたね。ノウサギが増えたということは、何でしょうかね。我々にはわからないですけど。コジュケイとノウサギがものすごく増えた。

柿澤部会長　　コジュケイは、一時、東京辺りでは減りましたがね。

亀田委員　　14ページの数字のところだけお伺いしたいのですが、3番目にシカの保護管理計画の目標数値とありますが、それが1,000~1,500頭ですね。生息数が14年から3,500となっている。今、ここは6,500になっている。捕獲数をこれで計画している、あるいはこれが実績だったということ、1,000~1,500というのは、上から下を引いたのが本来は1,000~1,500になるというのがベストというか、それを目指しているということですね。

伏見鳥獣対策室長　　はい、そうです。

亀田委員　　そうすると、その中で、ここの数字と計画が全く合わないと、聞かれたときにどういうふうにそこのところを答えていったらいいのか。イノシシの場合は上のものがないか

らこれでいいんだけど、シカの場合、20 年以來ちょっと被害が伸びていた。今、分布が広がっていった場合には、それはまた増えてくる可能性も秘めているとしたときに、上から下を引いた数字がだんだん離れていってしまうというのをどういうふうに説明したらいいかお伺いしたい。

伏見鳥獣対策室長 現在の状況としては、有害捕獲と狩猟でというのが中心になっていますが、今これは目いっぱいといいますか、現状でこれが最高の捕獲数。県捕獲を試験的に 22 年度に始めましたので、これがどの程度獲れるかということが一つ。ただ、試験的なものなので、今年度画期的に多く獲れるということではありませんが、有害捕獲と相まってこれを広げていく。

亀田委員 今年度は 2,000 と言っていましたね。そうすると、6,500 から 2,000 という 4,500 ですね。本来は 1,500 だ。被害は、今、イノシシの被害が一番多くてまずいな、あるいはハクビシンが来てトウモロコシを食べちゃう。では、シカの場合には、今は少ないからいいのですが、これをやった場合に被害がまたボーンと増えてしまうのではないかという不安がこの数字だけだと出るので、そこを、とりあえずは今はこのぐらいしか獲れないのだよということを簡単に農家の人たちに説明するには何と言ったらいいの。

鈴木委員 千葉県シカの適正な生息数は何頭に抑えているのかね。

吉田委員 いずれにしても、第 2 次特定鳥獣保護管理計画というのは 23 年度末（24 年 3 月）で一度終わりなので、次の第 3 次計画は、来年、平成 23 年に検討しなくてはいけないのです。その時点でいろいろなことをもう 1 回検討し直す必要があると思うのです。これだけだと非常に誤解してしまうのです。

例えば、3,000、4,000 というところから急に上がっていますが、これは幾つか理由がありまして、例えば今までの推定数と係数を変えているのです。今まではちょっと過少な見積りだったということで、上がっているというだけでなく、推定の係数を変えたりしているということがあります。

それから、最初の当時は、先ほど地図でご覧いただいたように、かなり限定的な分布域。この面積に推定密度を掛けて出したものです。そうすると、どんどん広がっていくと、同じように掛けているわけではないですが、面積が広がれば当然その分も増えていってしまいますので、この辺を含め、来年もうちょっとちゃんと検討し直すなくてはいけないだろうと思います。

それから、1,000～1,500 というのも、平成 13 年のこのくらいの面積のときに、この辺だったら非常に大きな林業・農業被害を起こさないで済み、あるいは絶滅しないで済むのが 1,000～1,500 というので出していますが、今、事態が変わってきていますので、亀田委員がおっしゃった 1,000～1,500 という数値も、現在の状況でその数値が最も妥当なのかどうかということも含め来年検討しなくてはいけないところがあると思います。

ですから、今のところは、先ほど課長がおっしゃったように、2,000 というのは、かなり市町の方たちは頑張ってくさっているとは思いますが、でも、狩猟者の努力とか市町の努力から言ってここが今のところ精一杯なので、これから県の捕獲も含め目標に向けてどうするかということ、来年ちょっと集中的に議論しなくてはいけないと思っております。

亀田委員 その辺を農業の人たちに知らせ方だけはきちっとしておかないと。今わかりましたけれども。

鈴木委員 確かにシカは、食害だけやっているけど、調査捕獲をやったときに、いっぱいいました。あれは、網を越して田んぼの中で寝転がってダニを取る。一晩で5畝や1反全部倒されて、もう売り物にならない。そういうような状況になっちゃうんですよ。食害と言ったって、北海道のように木の皮をやったり、そういうあれは目立った被害はないと思うのですが、増えていったらそういうことになってしまいますよ。被害がそれこそ爆発的に増えちゃう。被害金額が増えちゃうと思いますよ。

網をやっても、あれを越すからね。へっちゃらで、ポーンポーンと、行ったり来たりやっている。

柿澤部会長 そのほか、何かございますか。

鈴木委員 これと離れちゃうのですが、イノシシの捕獲頭数が9,000頭になっていますが、この中で繁殖能力があるのが何頭か。割合はどうなっていますか。それこそ、小さいのも1頭ですから。私が常々言っているのは、製造工場をつぶさない限りはともこれは減っていかない。その比率を。

伏見鳥獣対策室長 有害捕獲での報告では、30kgまでは妊娠しているものは見当たらないようです。30kgまでのものが、数字としては、60%まで行かないかな.....50%ぐらいになっています。

羽山委員 銃猟とわなの割合はどのくらいですか。

伏見鳥獣対策室長 わなで、21年度95%。5%が銃猟です。その前が、銃がもうちょっと率が上がって、9対1。

羽山委員 わなの内訳は

伏見鳥獣対策室長 わなの内訳で言いますと、くくりわなと箱わなの割合で言うと、21年度では13対53、ですから1対5ぐらいです。くくりわなが1で箱わなが5です。箱わながやはり多いです。

羽山委員 では、ウリが6割。

伏見鳥獣対策室長 ただし、これは、銃器であってもくくりわなであっても箱わなであっても、それほど率は変わりません。おっしゃるとおり、銃器とくくりわなが小さいのが多いですけども。例えば1kg、2kgのものを散弾で捕獲しているという報告もあります。これは、たまたま鳥撃ちに行ったりした方が。

羽山委員 全体の6割が若いとおっしゃいましたね。その比率ならそうだと思います。

伏見鳥獣対策室長 そういうことです。おっしゃるとおりです。

柿澤部会長 時間もきましたので、それでは、今日の審議は以上で終わらせていただきます。

司会 柿澤部会長、大変ありがとうございました。

7. 閉 会

司会 委員の皆様には、今日はお忙しい中ご出席を賜りまして、慎重審議、まことにありがとうございました。

これもちまして、千葉県環境審議会鳥獣部会を閉会といたします。

以上